

特定非営利活動法人 日本咀嚼学会 倫理審査委員会規程

(設 置)

第1条 本会に定款第5条の規定に基づき、特定非営利活動法人日本咀嚼学会倫理審査委員会（以下「本委員会」という。）を置く。

(目 的)

第2条 本委員会は倫理審査委員会をもたない医療施設および研究機関で特定非営利活動法人日本咀嚼学会に所属する会員が行う、人を対象とした咀嚼に関わる研究に対して、ヘルシンキ宣言を規範とし、文部科学省、厚生労働省、経済産業省の人を対象とする生命科学・医学系研究に関する倫理指針等を参考とし、倫理的配慮をはかることを目的とする。

(組 織)

第3条 本委員会は、次に掲げる者を含む若干名をもって組織する。

- (1) 委員長 1名
- (2) 本会評議員
- (3) 医学・医療の専門家等、自然科学の有識者
- (4) 倫理学・法律学の専門家等、人文・社会科学の有識者(本学会非会員)
- (5) 研究対象者の観点も含めて一般の立場から意見を述べることのできる者
(本学会非会員)

2 委員長は、必要に応じて委員の中から副委員長を置くことができる。

3 委員長は、理事会の承認を得て、評議員の中から理事長が委嘱する。

4 委員および幹事は委員長が推薦し、理事長が理事会に諮って委嘱する。

5 本委員会の委員は、男女両性により構成する。

6 委員に欠員が生じた場合は、これを補充するものとし、その任期は前任者の残任期間とする。

7 委員長に事故のあるときは、委員長があらかじめ指名した委員がその職務を代行する。

第4条 委員長は会務を総括する。

2 副委員長は委員長を補佐し、会務を遂行する。

3 委員は、倫理審査に関する本委員会規程第7条に掲げる業務を担当する。

(委員長、委員の任期)

第5条 委員長、委員および幹事の任期は2年とし、再任を妨げない。

(会 議)

第6条 本委員会は、必要の都度、委員長が招集する。

2 本委員会は、委員の3分の2以上の出席をもって成立する。

3 本委員会が必要と認めたときは、申請者は委員会に出席し、申請内容等を説明するとともに、意見を述べることができる。

第7条 本委員会は、次の業務を行う。

(1) 委員会をもたない医療施設および研究機関で行う、研究および医療行為に関する倫理上の問題について審査する。

(2) その他目的を達成するために必要な業務を行う。

(審査)

第8条 申請者から提出された研究計画の内容を審査の対象とする。

2 本委員会は、申請された前項の研究内容に対して、倫理的・社会的観点から審査する。

3 審査を行うに当たっては、特に次の観点到に留意しなければならない。

(1) 研究の対象となる個人の人権および情報の擁護

(2) 被験者に理解を求め同意を得る方法

(3) 研究によって生じる個人への不利益と危険性ならびに医学・歯学・栄養学・食品学上の貢献の予測

(判定)

第9条 審査の判定は、出席委員全員の合意によるものとし、次の各号に掲げる表示により行う。

(1) 非該当

(2) 承認

(3) 条件付承認

(4) 不承認

(5) 停止（研究の継続には更なる説明が必要）

(6) 中止（研究の継続は適当でない）

(申請手続き)

第10条 本委員会の審査を求める場合には、研究等の実施責任者は所定の申請書に必要な事項を記入し、本委員会委員長に提出しなければならない。

(議事録等)

第11条 審査経過および判定結果は、議事録として保存し公表しないものとする。ただし、委員会が特に必要と認めた場合は、申請者ならびに研究等の関係者の同意のもとに公表することができる。

2 法令等により保有個人情報を提供する場合には、提出先における利用目的、利用する業務の根拠法令、利用形態等について書面を取り交わすものとする。さらに、委員会の委員は、職務上知り得た情報を正当な理由なく漏らしてはならな

い。その職を退いた後も同様とする。

(委員会の公開)

第 12 条 委員会が必要と認めたときは、委員会を公開できる。

(専門委員会)

第 13 条 専門の事項を調査するため、委員会に専門委員を置くことができる。

2 専門委員は、当該専門の事項に関する学識経験者のうちから委員長の意見を聞いて理事長が委嘱する。

3 委員会が必要と認めたときは、委員会に専門委員の出席を求めて調査検討事項の報告を受け、討議に加えることができる。ただし、専門委員は審査の判定に加わることはできない。なお、専門委員の任期は当該事業の審査終了の日までとする。

(細 則)

第 14 条 この規程の施行についての規則および細則は、理事会の議決を経て、別に定める。(改 廃)

第 15 条 この規程の改廃は、本委員会の発議により、会則検討委員会での協議のうえ、理事会の承認を得なければならない。

附 則

1 この規程は、本会常任理事会において承認した日（平成 27 年 3 月 21 日）から施行する。

2 この規程は、令和 5 年 3 月 20 日に改正し、令和 5 年 3 月 20 日から試行期間とし、令和 6 年 1 月 1 日から施行する。